

薩摩藩密貿易を支えた北前船の航跡

琉球口輸出品「昆布」をめぐる

徳 永 和 喜

一、はじめに

富山の売葉は世に有名である。俗にいう「越中富山の反魂丹」である。越中富山の葉売りという、薬行李を背負う姿を思い浮かべるのであるが、それは一つの情景を表現したにすぎない。農村の中に入り込み、一軒一軒の農家を廻る様子はそうであっても、そのこと自体は越中売葉人が農家へ葉を置く、配置といわれる作業の最終段階でしかない。売葉人が越中の国を出掛ける時から薬行李を背負うのではなく、物資の集散する津港地域までは北前船に乗り、葉荷として積載品目録に登録記載される数十箇にも及ぶ積荷であった。日本海を自在に航行した北前船が越中売葉の背後に存在したことを考えると、北前船の航跡は、北の松前から西廻り航路を領域経済圏としたのである。

一方、薩摩藩は琉球を仲介とする中国への進貢貿易（以下琉球口貿易という）によって、中国―琉球―薩摩という国際的な流通機構の中であり、東アジア世界における日本のサブセンタ―的役割を担っていたのである。この両者が越中売葉という一見小さな存在を媒介とした時、琉球口貿易と松前口貿易の二つの貿易圏が一つにつながるのである。北は北海道から薩摩・琉球経由の中国貿易の領域圏が成立したことになる。

小論では高岡高商刊行『富山売葉業史料集』（上）の薩摩組関係史

料を基本史料として、松前産「昆布」が薩摩藩へ回漕された経緯とその流通の担い手である越中売葉仲間の一つである「薩摩組」の行動に焦点をあてるものである。

封建社会の江戸時代、幕末とはいえ商品経済の流通を促進する行為は自給体制を前提とする封建制社会にとっては存亡の根幹にかかわる問題である。薩摩藩にとっても同様であり、領内での商品経済の発展は抑制しなければならぬのはいうまでもない。しかし一方、琉球口貿易による遠隔地商業を展開する薩摩にとって、領内でまかなえない輸出品の集積は絶対的に必要なことであった。薩摩藩は越中売葉認可の条件に昆布献納を名目とする取り引きをすることで、貴重な琉球口貿易品である昆布を確保したのである。また、薩摩組による領内での行動には、藩独自の厳しい規定を適用し管理統制を強化することで商品経済の弊害を押さえ込むことができるとした。

越中売葉人が行商の対象とした領域は全国に及び、行商圏は日本全域を包括するという特筆をもっていた。このように彼らの活動領域の拡大に北前船が一役かっていたことは、北前米の正規の搬入航路の西廻り航路以外の活動として、越中と薩摩を結ぶ海運の存在がみられるのである。

薩摩の地は地理的位置において辺境の地であり、また藩内の事情とし

でも特殊性を持つ、最も閉鎖的な領域とされる。しかし、その薩摩藩も富山売薬にとっては例外ではなく、彼らの行商圏内にあったのである。

薩摩藩領で売薬を許可された、いわゆる「薩摩組」がそれである。薩摩藩に領外の船が容易に入港することは困難であったが、むしろ昆布積載の北前船は薩摩が積極的に招いた領外船であり、昆布購入の重要な手段の一つとなった。

国際商品「昆布」の流通を通し、松前→薩摩→琉球→中国という流通経路の存在を浮き彫りにし、世にいう「薩摩の密貿易」の担い手の一つに北前船の活動があつたこと、そして北前船の昆布回漕は越中薩摩組の薩摩藩領内売薬許可と表裏一体のものであつた。

しかも、この時期は藩政改革の立役者家老調所広郷の琉球口貿易拡大政策が背後にあつたことは見逃せないことである。

また、薩摩藩領内での越中売薬認可は一見すると、藩政との矛盾であつた。代表的な例として、薩摩藩の閉鎖性の一つに浄土真宗信仰の禁止がある。「慶長二年二月廿一日、島津義弘宛書」(『鹿兒島県史料 旧記 雑録後編』三一—一八六号文書)。

一、一向宗之事、先祖以来御禁制之儀ニ候之条、彼宗体になり候者は、曲事たるべき事、

このような薩摩の事情に対し、越中は真宗王国ともいえる国柄である。薩摩藩の宗教政策である民衆への真宗信仰の禁圧は、結果的に民衆の信仰を強烈なものにし、更に内面化していった。禁止された真宗信仰は「隠れ念仏」という薩摩独特の信仰形態を生み出したといわれる。

薩摩藩領内で売薬を認められた越中の売薬仲間の薩摩組が守べき捉で

極めて重要なものに、真宗の事は禁句であるという厳守すべき一項が、

「示談定法書」にみられる。文化十五年五月付、「文政元寅年五月、薩摩組示談定法書」(『富山売薬業史料集』第一号文書)がそれである。

一、薩州表は古来より浄土真宗之儀は堅く御停止之所御座候間、数年入込懇意ニ相成候共、宗門之沙汰決て相咄申間舖候事、

真宗を持ち込まないという一項は、薩摩藩領内で売薬が許可されるかどうかを左右するほど大きなことであつた。藩政による宗教政策—宗門の禁圧—が信仰という内面的なものに対する取締りとしてどれほど功を奏したかは疑問である。また、「隠れ念仏」に越中の売薬りがどれほどのかかわりを持ったかも具体的に知ることはできない。

全国を行商圏とする越中売薬は、薩摩藩にとっては幾つかの魅力があつた。一つは情報の入手源であり、そして最大の関心事は彼らの薬荷移動の時にも活用された北前船の広汎な活動にみられる流通経路及び流通手段の利用である。当時の北前船は北陸地方と松前を結ぶ松前交易、そして下関を経由して天下の台所・大阪を結ぶ西廻り航路を持ち、日本海を自在に航行していたのである。この北前船が薩摩藩にとって最も期待される貿易品を積載し流通させていたのである。

慶長十四年の琉球侵攻を契機に薩摩藩による琉球支配は始まるが、この弘化・嘉永の幕末期においても、琉球口貿易での進貢貿易を維持し、同貿易の利益を藩の財源に組み入れていたことは不変のものであつた。この琉球口の進貢貿易に欠くことのできない輸出品である「昆布」を題材に、薩摩藩が入手した流通経路の存在を薩摩組関係史料により、幾らかでも明らかにしたい。

なお、越中売薬「薩摩組」研究には、植村元覺著『行商圈と領域経済』（昭和三十四年刊、ミネルヴァ書房）と高瀬保著「越中売薬と海運及び薩摩・富山藩との関係」（『海事史研究第二十二号』昭和四十九年四月、後『加賀藩海運史の研究』雄山閣所収）の優れた論巧がある。前者は薩摩組を含む越中売薬全体を把握し、行商圈の分布・構造比較、藩領域での行商経営形態の研究など重厚な内容である。後者は、松前昆布の薩摩への輸送を主題に、昆布輸送ルートを明らかにし、次の三点にまとめられている。

- (1) 売薬商人の葉荷輸送が海運で広汎になされていたこと、
- (2) 売薬商人仲間が薩摩藩の豪商と結んで北海道松前より昆布輸送にあたり、薩摩藩の専売制度の下請的行為であったこと、
- (3) これが幕末の富山藩の海運を刺激し、御手船方を設置する契機となった、

これらの優れた業績の前に、新たな問題提起や新事実を展開するわけでもないが、薩摩組関係史料の一つである「密田家文書」の閲覧を機に史料調査の報告として一文を綴ることにする。視点は薩摩藩の琉球口貿易の展開の中でとらえ、幕末期の越中売薬人による昆布回漕の事例と北前船の航跡を位置付けることにある。

二、「薩摩組」関係文書

「薩摩組」関係文書の所蔵者について、『富山売薬業史史料集』は密田林蔵氏、金盛長蔵氏、阿部初太郎氏の三氏の史料に基づいていることを示している。

今回史料調査（平成三年一月一三日から一六日）で閲覧できたのは密田家の史料である。現在の密田家は、十四代密田章氏が御当主であられる。『密田家譜』（昭和五七年、改定版）の「密田家の由来」によれば、「密田家は幕末まで能登屋を名乗り、十三代まで林蔵を襲名した。」とされ、薩摩組史料に頻繁に出ている「能登屋」が密田家の屋号である。現在居住地する荒町は、以前は古寺町の呼称であったという。この古寺町の能登屋が薩摩組の中心的存在であったのである。『時規物語』・『蛮談』（『日本庶民生活資料集』第五巻所収）の漂流船「長者丸」の所有者であったことでも知られる。

また、薩摩組関係文書所蔵者の金盛長蔵家は、文書中の宮島屋であり、宮島屋もまた能登屋と並び薩摩組の中核として活躍した家柄である。

幕末期の薩摩組関係史料として『富山売薬業史史料集』（以下『史料集』とする）が唯一まとまった史料である。『史料集』に収録されている昆布関係史料の初出は第五号文書で、嘉永元年であるが、次に掲げる史料は、その前年にあたる弘化四年のものである。昆布に関する初出史料として極めて興味深い。しかも、未掲載史料であるだけでなく、内容もあり、『史料集』第一二号文書の鹿兒島下町年寄木村氏からの借入金五百両の意味を理解することのできる貴重な史料である。これは、今回閲覧させていただいた薩摩組関係の密田家所蔵文書の一つである。

なお、『史料集』の未掲載史料と思われるものの一部を、『史料編』として後掲した。この史料は重複するが重要であるため再掲しておく。

合四拾両は正金也

右は当夏献納之三ツ石昆布

壹万斤、松前表買入直段

ヲ以、鹿府迄無運賃にて

相届ケ、代金過不足之義は

彼表ニおいて御算用可申候、

為後日之金子

請取書、依て如件

弘化四未年

油屋又八

印

五月三日

又兵衛

印

当番

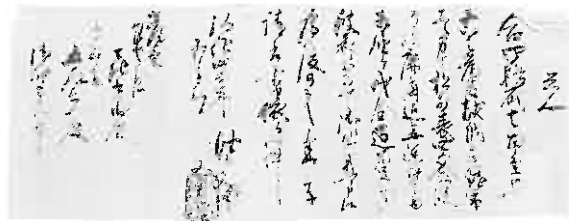
能登屋

喜兵衛殿

鳥羽屋

五左衛門殿

御仲間衆中



三、松前昆布の薩摩回漕

(一) 薩摩藩における「昆布」の意味

時代はいくらか遡ることになるが、薩摩藩の藩政改革が行われたときが、薩摩藩のあらゆる面を凝縮しているようである。琉球口貿易においても

家老調所広郷の指示にもとずき薩摩藩の密貿易が広汎に行われていたとされる天保年間の史料に基づいて密貿易の様相を探ってみる。薩摩藩の琉球口貿易の輸出品である俵物等をいかに藩が調達したかである。但し、幕府側史料によるため誇張はあるが、薩摩藩による密貿易の実態をよく示している。

「天保六年四月、土方出雲言上書」に、

唐物代物ニ相渡候俵物と唱、煎海鼠・干鮑・鱧鱈之三品并こん布之儀、松前より重ニ買入候品之処、右上品之煎海鼠抜散、越後国ニ而密売買有之、薩州江相廻り候由、越後俵物請負人とも、兼而長崎会所江申立候ニ付、去々巳年出羽守殿江申上之上、越後国外御用序、御普請役江申付同国海岸通り、浦々為見廻、俵物稼方為相糺候処、新潟海老江近辺江重而松前産之煎海鼠多分相廻り、直ニ薩州船江密売いたし候段相違も無之様ニ相聞候旨申聞候間、(略)、松前表江年々長崎より会所役人兩人ツゝ罷越、都而北国筋之俵物買入候儀之所、近来薩州船を外国之商船ニ仕立、松前江差廻し、俵物類密売いたし候由風聞有之、右密売之方江抜散候哉、近来長崎会所江買入候俵物品合相劣り、出方も少く候ニ付、

(『通航一覽統輯』第一、一六七頁)

この「言上書」によれば、長崎口貿易の主力輸出品である俵物が薩摩藩の抜買で、多大の損害を蒙っていることを告げている。琉球から中国への輸出主要品目である俵物は薩摩藩による俵物密買に依存していた。勿論、薩摩藩には輸出できる俵物の領内生産はなかった。

史料によって、密売買に二つのルートの存在が知られる。一つは、

「新潟海老江近辺江、重而松前産之煎海鼠多分相廻り、直ニ薩州船江密売いたし候」とされ、売て手が松前産の煎海鼠等を新潟まで運び、この海域で密交易がなされたことを示している。もう一つは、「近来薩州船を外国之商船ニ仕立、松前江差廻し、俵物類密売いたし候」とあるように、薩摩藩から直仕立ての船がやってきて密買をしている。しかも、密交易を隠すため外国船を装っているというのである。この外国船仕立てというのは、誇大的に訴えたのではなく、事実そのように見えたはずである。というのは、薩摩藩は意図的にか、琉球より福建州へ進貢貿易船の武装用櫓を取外した船を密交易に用いたものと考えられるからである。（『通航一覽』第一、二四八頁）

幕府による俵物独占集荷体制への薩摩藩の割込みは、公的な長崎口貿易の俵物主要産地である北国筋俵物扱の長崎会所（俵物役所）仕入れを「近来長崎会所江買入候俵物品合相劣り、出方も少く候」と困難ならしめたばかりでなく、中国商人から俵物抜荷の弊害も訴えられている。それは文政八年（一八二五）「唐商とも差出候『願書和解』」（『通航一覽統輯』第一、三三二頁）である。

文政八年酉年高橋越前守在勤中、唐国荷主王氏十二家之者共儀、薩州より持越候唐国荷物者、琉球人福建江罷越買集、薩州人と交易いたし、右買取候品者、荒物端物小間物而已ニも無之、唐国江罷越売渡候品も、煎海鼠・干鮑・三ツ石昆布等ニ而、双方の荷物、唐船帰着以前ニ俵物昆布等、唐国他方江多分相廻り居、捌方不宜、毎々損失相立致難涉候旨申立

長崎口貿易による輸出俵物より抜荷による俵物の質が上品質であるこ

とが原因であり、さらに「願書和解」では、「全く薩州より琉球江罷越、商売仕候儀ニ而荷物之品位ニ不拘、直段下直ニ有之候よし」（『通航一覽統輯第一』三二三頁）

薩摩藩からの琉球渡の俵物が中国に広く流通していた原因は、まず品質が良いことに加え、この史料にある「下直（値）」（安価）であったことにもよる。琉球口貿易の輸出品の俵物は全面的に薩摩藩の密買に依存していたのである。薩摩藩の密買は事の性格上、明確にしえないが、密貿易研究の基礎作業として、俵物の幕府独占集荷体制への移管を概略し、且つ密売買を内在する集荷体制の矛盾をついた薩摩藩の密買の動向をみることにする。

「天明五乙巳年二月廿一日付達」（『通航一覽』第四、一三〇頁）は、その間の事情を伝えている。「此度長崎俵物受取之者買請之儀相止め、煎海鼠干鮑鱸鱈昆布とも長崎会所直買入」としたことを伝えている。その間、宝暦十四年（一七六四）・明和二年（一七六五）・安永七年（一七七八）と再三増産奨励が実を結び、増産がなされていたことをふまえた上での会所直支配の処置である。浦々湊々での「煎海鼠・干鮑等密買致候者」の取締りを厳しく沙汰し、相対の売買等が行われた場合には、幕府御領は代官に私領は領主に訴えることも命じている。脇売り、密売買の取締りを厳しく令達したのである。いかに俵物が重要であるかがうかがえる。

この天明五年の俵物役所の設置は、より統合充実された俵物独占集荷体制への再編である。延享元年（一七四四）以来の長崎俵物一手請方問屋を排除し、長崎役所による直仕入れ制を断行することに伴い、以後俵

物巡検使が俵物技荷検索と生産の奨励のため、諸国に派遣されたのである。その派遣先が西国に集中していることも、事の事情を物語っている。西国中心に廻浦がなされたのは、薩摩藩にとつては逆に好都合であった。というのは、上品質の俵物の生産は北国であり、取締りが厳しくないことが密買を容易にしたからである。前述のように、上品質の北国俵物が品位の劣る西国物よりも値段が安かったことも薩摩藩の北国密買を助長した要因であった。薩摩藩―海商・問屋―浦生産者（漁民）の構図が密買に存在したことになるのである。

天保六年の段階に至っては「天保六乙未年三月廿八日、老中加賀守より御勘定奉行土方出雲守に渡風聞書」が記すように、薩摩藩の俵物の密買は、まさに藩営密買であり、琉球口貿易の輸出品の調達にみられる国内に広汎に行われた密買の実態であった。このように薩摩藩にとつて琉球口貿易の輸出である俵物等の海産物の確保は同貿易維持のためには絶対必要なことであつた。天保期前後の越中売葉薩摩組との関係史料はあるが、その中に昆布関係の史料を見出すことはできない。『史料集』によって確認できる幕末期の昆布調達と薩摩組との関係をみることにする。

(二) 薩摩組昆布回漕の契機

売葉業を本務とする「薩摩組」が、なぜ松前昆布を薩摩藩に回漕するようになったのか。また、そのことが彼らにとつて、どのような意味があり、売葉業にどのように影響したかをみることにする。

昆布回漕の要因を結論的にいえば、薩摩藩が「薩摩組」に領内売葉認可の代償として「昆布」の献上及び一定量の納入を求めたことにある。このことは、他所売葉商人が薩摩藩の領内売葉を差止めされたにもか

わらず、越中売葉のみが認可された事例等をみても薩摩藩の許認可の判断の基準が明確に示されている。

薩摩藩にとつては特別の事情があつた。それは前述のように、同藩が支配する琉球口貿易で海産物は最も有力な進貢品として貴重な存在であつた。この海産物は幕府御禁制の俵物（煎海鼠・干鮑・鱧鱈）と昆布であり、なかでも昆布は数量的にも群を抜いた輸出品である。特に松前でしか生産されないことを考えると、薩摩藩の昆布調達は難しい問題が多かつたことと推測される。遠隔地松前での昆布入手・回漕は不確実であり、「薩摩組」に請け負わせることで、より確実に、しかも薩摩藩が表立つこともなく、難船の場合にも藩及び雇船への影響がない等、他国船の活用―薩摩組の利用が企図されたものといえる。

一方、薩摩組にとつても、昆布の回漕という資金の運用及び海難への対処という新たな問題があつた。昆布の回漕が売葉認可の条件となつた以上、売葉業務を遂行するか断念するか、回避できない難題であつた。結局、薩摩組が松前昆布の回漕を引受けたことで、越中売葉の薩摩藩領内での売葉業務が継続されたのである。越中売葉の仕組みや規律及びそれに伴う諸事情や薩摩藩の状況などを伺うことができる史料が、『史料集』である。この史料を基本史料として、幕末期の薩摩藩の「昆布」入手の一端を越中売葉薩摩組が肩代わりすることに至つた過程を確認する。なお、薩摩藩領内における越中売葉の沿革について紙幅の関係で触れない。後日を期したい。

(一) 売葉薩摩組、昆布回漕業の本格化

売葉薩摩組が回漕業経営にのりだしたのは、前述したように薩摩藩の

売薬認可と昆布納入の取引の代償を求められた結果によるものである。しかし、ある時期を契機に昆布回漕事業の事業主体に変化がみられる。昆布回漕の経営主体として売薬薩摩組が本格的にのりだしたのである。

嘉永二年正月に越中売薬組から木村与兵衛宛の書翰下書きは興味深いものがある。(『史料集』第七号文書、六五一頁)

一、献上昆布指廻し之義ニ付、能登屋兵藏帰国之砌、御念書被下
難有奉拜見候、然処又八義も大晦日ニ無事ニ而帰宅仕、早速仲間
打寄り清兵衛・兵藏・又八等へ委曲御申合之一条一々奉承知候、
被仰下候趣御尤至極ニ奉存候、依而当年より相改仲間共ニ而引請、
又八船頭ニ相頼ミ急度指廻し可申候間、宜敷御承引可被成下候、
且元船は大坂廻ニ仕候故、船中之者共明□□出立為致、当所へ着

岸次第直様下筋江出帆為致可申候間、是又左様思召可被成下候
傍線部「当年より相改仲間共ニ而引請」の語句が示すように、今までの回漕経営構造が変わった。即ち、今後薩摩組仲間が引受けるという意味である。具体的には、松前昆布を薩摩に回漕する経営主体の変更を述べたものであり、売薬と昆布回漕を一体のものとして見做し、薩摩組の責任において経営することを決断した旨を薩摩側の受入れ口になっている鹿児島下町年寄木村喜兵衛とその子与兵衛に伝えた内容である。なお、当年とは嘉永二年のことである。

では、それ以前の昆布回漕の実態はどうであったのか。

それについては、嘉永元年十一月五日付、鹿児島下町年寄木村与兵衛が越中売薬組宛に次のような書翰をおくっている。(『史料集』第五号文書、六四八頁)

一、又八殿ニ茂昆布被差廻候ニ付、献上方茂都合能相納り仕合に御座候、御同人ニ茂遠海之処、彼是と御不勝之様子ニ被察候間、可相成は前文申上候時宜候間、今三四年之処是非ニ被差廻、献納之儀茂御心配之思召之処專要奉存候、右条々ニ付而は巨細能登屋兵藏殿江申合置候間、御承引可被下候

この史料で読み取れることは、昆布回漕の主体が薩摩藩ではなく、むしろ越中売薬薩摩組にあったことがわかる。『史料集』第七号文書にみられるように嘉永二年に昆布回漕を薩摩組自身の手によって積極的運営に切り替えた要因が、この史料で明らかにされているのである。それについては、同文書の前半部に次のように記されている。括弧は筆者註である。

去冬(弘化四年)より御掛合申上候当所(鹿児島)御製薬御方合薬類、当夏(嘉永元年)より諸々江御入付相成申候付、・・・

薩摩藩製薬方の売薬事業が、嘉永元年の夏より実施されるのに伴い、既得の売薬営業権とはいえ、藩営売薬が始まることによって薩摩組に規制の手が加わるのではないかという不安に対し、「規制はなく、従来通りの売薬が認められた旨」が木村より富山薩摩組仲間へ伝えられたものである。その上で、傍線部分の「今三四年之処是非ニ被差廻、献納之儀茂御心配之思召之処專要奉存候」は、鹿児島下の越中売薬窓口であり、藩の事情に通じている下町年寄木村氏から富山薩摩組仲間に対してなされた意味のある提案！売薬規制を回避するための手立てとでもいえるべきものであった。木村の意を受けて、薩摩組が昆布回漕の経営主体となり、昆布回漕を切離しては薩摩領内では売薬業が成り立たないとの判断によ

るものである。しかし、木村の書翰では、「今三四年」程は昆布回漕の必要があるという内容であったことは史料が意味する通りであるが、この書翰は嘉永元年十一月十一日付であり、これを受けて、越中薩摩組が昆布回漕へ乗り出す意志決定を木村氏に伝えた下書きが第七号文書で、嘉永二年の正月二十六日付であった。この決定のはやさが事の重大さを物語っている。回漕業務の是非が論議されたものであろう。この重大な決定に影響を及ぼしたであろうことを示唆する断片的史料が、鹿児島下町年寄木村氏から五百両拝借に関する弘化四年の史料である（『史料集』第一二号文書、六六二～四頁）。それによれば、むしろ木村氏主導のもとに行われたといえるのである。藩の事情に精通した木村氏もまた、自らの利権をまもるために薩摩組に対し資金を融資し、加えて強い働きかけをしたことがわかれる。

第七号文書が示すように薩摩藩製薬方設置に伴う売薬業務の展開という新たな事態の現出に、越中売薬の営業権を維持するための対応として、昆布回漕業も売薬業務の一環とする経営の変革が嘉永二年にみられたのは、上記のように木村氏からの融資という好条件も加わっていたからである。なお、密田家所蔵文書によれば、幕末の薩摩組による昆布回漕の初見は弘化四年である。また、同年に下町年寄木村氏からの拝借金五百両であったことを考え併せると、推論ではあるが、最初から木村氏の企画で昆布回漕が実施され、昆布回漕の状況も適当に首尾よく行われつつあった。嘉永元年薩摩藩製薬方設置による藩営売薬業務独占も危惧されることから、薩摩藩との関係を深めておくことを目的に売薬薩摩組が全面的に昆布回漕に乗り出したものといえる。それでは、弘化四年から嘉

永二年の決定に至るまで行われていた昆布回漕の経営は、薩摩組を荷主として船頭油屋又八によってなされていたものである。端的にいうと、昆布回漕依頼者（荷主）である薩摩組と回漕業者又八との関係といえる。

(2) 回漕業の資金源は「拝借金」

昆布回漕を売薬本務付帯業務とした経緯と年代については上記の通りであるが、それに伴う資金の融通と回漕業の展開はどうであったか。

弘化四年に鹿児島下町年寄木村氏から拝借した五百両に関する史料（『史料集』第一二号文書、六六二～四頁）を取り上げてみる。

「嘉永二酉年十月、木村与兵衛より富山薩摩組仲間宛、去る弘化四年取替金返済の顛末書付」と題した史料である。

覚

弘化四年未正月之

金五百両

御取替

但、尅兩ニ付七貫五百文替

右之内 未十月改

金百両

御返済請取

又 五拾兩

本文五百兩相掛ル

未正月より十月迄十ヶ月利金受取申候

金百両

御返済請取

又 四拾八兩

本金四百兩相掛ル

去未十一月より申十月迄利金受取申候

差引

本金三百兩

此利三拾九兩

本文相掛ル

去ノ十一月より酉十月迄十三ヶ月利、閏月有之、

酉十月廿九日受取申候、

右之通御取替金之内百兩宛式ヶ年御入付、残右之通御座候間御引合可被下候、若相違候儀も御座候は被仰越可被下候、以上

この弘化四年の借金の使途及び借入れの条件等については何も記されていない。史料上わかることは、弘化四年正月に借入れをし、同年の十月には元金百兩・金利五十兩を返済している。さらに、翌嘉永元年は元金百兩と金利四十八兩が返済され、順調な返済状況がみられている。昆布回漕事業が好調にすすんでいる。この二年間における返済金額は元金二百兩・金利分九十八兩の合計二百九十八兩に及ぶ返済がなされた。これは昆布回漕による利益と考えられ、このように利益が見込まれたこともあり、翌嘉永二年から回漕業務が本格化するに至ったのである。

しかしながら、「嘉永三戊年十月二十日付、富山密田喜兵衛外六名より木村喜兵衛・同与兵衛宛書状」（『史料集』第二七号、六九五頁）

「昨年又八・松藏兩人之了簡を以、松前において雇船仕過分之買物仕積入申候所、右船当正月六日遠江沖にて難船仕、四百兩余之損毛ニ相成、榮福丸元手金も無御座候付」の示すように、嘉永三年の正月には雇船の海難事故が発生し、「四百兩余之損耗」といわれ、資金繰りを極端に悪化させたのである。以後、回漕業自体には特記すべきことはみられない

が、本業の売薬業務は薩摩藩が売薬業を藩営事業として展開することで一時期波乱がみられ、薩隅日の領域への売薬の完全復権は安政二年にいたっている。

なお、『史料集』では薩摩藩の製薬関係役所等の年代が明確に示されていない。藩営売薬との競合や藩による規制を考える時に重要な意味をもつので確認しておく。史料は「市来四郎君自叙伝」（『鹿児島県史料忠義公史料』第七卷、九二〇～九二二頁）である。内容を個条書きする。

①天保八九年の頃、藩主斉興は医薬製錬に長じた上野俊之丞という長崎の人物を召し抱えた。

②製煉所（製薬所のこと）は弘化三年の秋、藩主斉興の命により、中村騎射場茶亭の構内に創建した。専ら医薬を製錬し、封内に専売した。

③嘉永三年、南林寺の近地に製薬館を創建し、専ら売薬を製せられた。

④嘉永四年、藩主斉彬の命を受け、騎射場製薬館に水晶瑠璃等の硝子製品を製造させる。

これらの内容を整理すると、天保期に製薬が手がけられ、弘化三年に製薬所の設置に至り、さらに嘉永三年に製薬館として充実したものである。その機関の設置場所は、製煉所は中村騎射場、そして製薬館は南林寺近くであることを示している。但し、製煉所が意味するものは、服用する薬から化学薬品・火薬原料研究に至る広義の薬（薬品）であった。製薬部門が分離されたのが製薬館である。蛇足ではあるが、製煉所は硫・硝・塩の三酸の製造を中心とした。この製薬事業に硝子器が必要とされたことから、弘化四年に江戸屈指の硝子工亀次郎が招かれ、製薬所に付設し創始されたのが、のちに紅硝子と名をさせた薩摩切子の由来である。

(三) 昆布回漕経路 II 太平洋航路

(一) 薩摩藩における「昆布」の意味の項で、薩摩藩がおこなった幕府御禁制の俵物・三ツ石昆布の密交易のルートを二つあったとした。それは、薩摩から開帆して松前で直買する場合と松前の海産物を越後海辺で交易する出会交易の二つである。しかし、航路として考えたと両者とも日本海航路といえる。航海が帆船であるという時代的な制約はあるが、北海道松前と薩摩を結ぶ太平洋航路は存在しなかったのか。この疑問に幾らかでも答えてくれる内容が『史料集』にある。『史料集』から関連する部分を抜粋列挙し、昆布回漕のルート及び航海の季節等をみることにする。

〈史料一〉 「弘化四年五月三日、油屋又八・同又兵衛より能登屋喜兵衛・鳥羽屋五左衛門宛書状」(『史料編』の史料)

当夏献納之三ツ石昆布一万斤、松前表買入直段を以、鹿府迄無運賃にて相届ケ・・・

〈史料二〉 「嘉永二酉年正月二十六日付、薩摩組仲間より鹿児島島木村氏宛書状下書」(『史料集』第七号、六五一～二頁)

又八義も大晦日ニ無事ニ而帰宅仕、・・・当年より相改仲間共ニ而引請、又八船頭ニ相頼ミ、急度指廻可申候間宜敷御承引可被成下候、且元船は大坂田ニ仕候故、船中之者共明□出立為致、当所へ着岸次第直様下筋江出帆・・・

〈史料三〉 「嘉永三戌年四月付、薩摩組仲間より木村喜兵衛・同与兵衛宛書状下書」(『史料集』第一四号、六六六頁)

献納昆布一条茂船□廻り都合能相納り候、・・・当年茂元船急

度相廻し可申候間、・・・

〈史料四〉 「嘉永三戌年六月四日付、富山密田喜兵衛外八名より木村喜兵衛・同与兵衛宛書状下書」(『史料集』第一五号、六六九頁)

一、又八義当年は御地へ罷越不申候ニ付、為代り松蔵船頭ニ相改指遣し申候間、是已後又八同様ニ被思召、不相変御引廻し被成下度奉願上候、且榮福丸御地へ着岸之砌、御献納昆布納方之義宜敷御取扱之程奉願上候、

一、去年中下筋にて又八より雇船仕候当国陸道寺浦治郎兵衛と申船、此頃迄行衛相知レ不申候処、八丈島より破船仕候趣、・・・

〈史料五〉 「嘉永三戌年九月二十一日付、在鹿児島能登屋連中外薩摩組仲間より富山仲間窓々宛書状」(『史料集』第二六号、六九一頁)

一、榮福丸事茂九月九日夕前(鹿児島市)之浜江無事ニ而入津仕候ニ付、直様壹万斤献納致、残り五万斤余例歳之通中町様(大村氏)ニ而御斗ひ被下、御売場ニ相成納方仕候得共、直段之義ハ今日迄相訳り不申、併昨年通り直段之様子ニ御座候、且又戻り運貨物等相尋候処少々御座候間、不遠内積入大坂表江出帆可仕図り御座候間、・・・

〈史料六〉 「嘉永三戌年十月二十日付、富山密田喜兵衛外六名より木村喜兵衛・同与兵衛宛書状」(『史料集』第二七号、六九五頁)

一、榮福丸九月上旬御地へ着船仕候砌は万端被為懸御心頭、直様献納向首尾能相濟奉大慶候、残り昆布之儀は例年之通り尊君様之

御取扱を以御売揚ニ相成、直段等も昨年よりは格別御引直被仰付候趣、松蔵より申遣し・・・、右之船十月廿九日大坂表へ着船仕候由・・・

一、・・・昨年又八・松蔵両人之了簡を以、松前ニおいて雇船仕過分之買物仕積入申候所、右船当正月六日遠江沖にて難船仕、四百兩余之損毛ニ相成、栄福丸元手金も無御座候付、・・・

〔史料七〕「嘉永三戊年十月二十四日付、鹿兒島与兵衛より富山仲間宛書状」（『史料集』第二九号、七〇〇頁）

一、献納昆布茂当年は早目入津いたし、且品位も宜敷御座候而献納之御役筋之都合宜、残り員数も相運申候而旁以仕合御座候、

〔史料八〕「嘉永四亥年六月付、仲間より木村喜兵衛・同与兵衛宛書状」（『史料集』第四一号、七二三頁）

一、栄福丸松蔵当月朔日ニ此地より下筋へ出帆仕候、直様御地へ相廻し可申候間、・・・

〔史料九〕「嘉永五子年六月二十六日付、富山鳥羽屋五左衛門外七名より木村喜兵衛・同与兵衛宛書状」（『史料集』第五四号、七四三頁）

一、栄福丸松蔵義四月下旬ニ松前表着仕、右昆布昨年之通り注文仕、土用中ニ茂間茂有之候事故、越後新潟表へ一船相乗り、直様

右昆布場処江罷越、御地江相廻し候様申遣候、左候得は九月頃迄ニは其御表江着船可仕と奉存候、

〔史料一〇〕「嘉永六丑年六月付、富山宮島屋仙蔵外仲間七名より木村与兵衛宛書状」（『史料集』第六二号、七五五頁）

一、栄福丸松蔵義右昆布昨年之通り申付、六月上旬松前表へ出帆、以上が『史料集』から航路や出帆・到着等に関する抜粋史料である。起点から終点までを一括するのではなく、越中を出で越中に帰る迄の寄港地ごとにみることにする。

【越中↓大阪↓越中】

〔史料二〕「元船は大阪廻ニ仕候故、船中之者共明□出立為致、当所へ着岸次第直様下筋江出帆」とある。このことは、昆布回漕船の乗組員・船頭が越中人であり、乗組員が越中を立ち大阪に入り船の準備をすることを示している。「元船は大阪廻ニ仕候」の意味については、植村元覺氏『行商圏と領域経済』（一三五頁）に次のように説明している。「江戸時代に大阪の安倍川・木津川は、船虫を駆除する効があるといわれて、船を大阪に繋留する習慣があった。また船大工が多くいて、船囲場に引揚げて冬囲いされた。当時は大阪廻船が多くあり、船の航行のできる季節をまつのが例であった。」

このように、薩摩への昆布回漕船栄福丸も大阪囲いをし、航海の季節に合わせ、越中から乗組員が大阪に赴いたことがわかるのである。越中↓大阪に、そして松前向けの出帆のために越中に寄り、本格的準備をすることになる。

【越中↓松前】

〔史料八〕「栄福丸松蔵当月朔日ニ此地より下筋へ出帆仕候、直様御地へ相廻し可申候間」、〔史料一〇〕「栄福丸松蔵義右昆布昨年之通り申付、六月上旬松前表へ出帆」、との両史料によって、前者は六月一日に、後者は同月上旬の越中出帆とあり、このころが松前向けの時期であ

ることがわかる。また、前者の松前下り筋の後は、直接鹿兒島に向かう
旨が記されていることも見逃せない。

【松前↓薩摩↑松前発】

〈史料八〉にも〈史料一〉にも松前から直接薩摩に向かうことは記さ
れているが、航路についての明記がなされていない。しかし、〈史料四〉
に「雇船仕候当国（越中）陸道寺（六道寺）浦治郎兵衛と申船、此頃迄
行衛相知レ不申候処、八丈島より破船仕候趣」とあり、雇船が難船し八
丈島に着いたことを知らせている。更に、〈史料六〉では「雇船仕・・、
右船当正月六日遠江沖にて難船仕」と、遭難した場所と月日がわかるの
である。しかし、冬のこの時期は本来の回漕船の松前出帆の時期とはか
なり差違があるように思われる。雇船があったことは、昆布回漕船は一
艘だけではなかったことを明らかにし、興味深い。

松前出帆の時期について、〈史料九〉「栄福丸松蔵義四月下旬ニ松前
表着仕、・・土用中ニ茂間茂有之候事故、越後新潟表へ一船相乗り、
直様右昆布場処江籠越」と、栄福丸は四月下旬に着き回漕昆布を発注し、
薩摩への航海の時期である「土用中」迄には期間があるので、松前↓越
後往復の一航海を済ませたとある。つまり、土用中が薩摩への開帆の時
期であることがわかる。『広辞苑』の「土用」の語句説明によれば「曆
法で、立夏の前一八日を春の土用、立秋の前一八日を夏の土用、立冬の
前一八日を秋の土用、立春の前一八日を冬の土用という。普通には夏の
土用を指している」とある。このことから、立夏を陽暦では八月八日前
後とすれば、陰暦が七月十日頃となり、それ以前の一日を含む期間が
ここでいう出帆時期ということになる。六月後半から七月初旬にかけて

の時期と推察される。〈史料一〉も松前昆布購入の時期を当夏としてい
る。

【松前↓薩摩↑薩摩着】

〈史料五〉「栄福丸事茂九月九日夕前之浜江無事ニ而入津仕候」、
〈史料六〉「栄福丸九月上旬御地へ着船仕候」、〈史料九〉「九月頃迄
ニは其御表江着船可仕と奉存候」。薩摩への到着について、順を追うと、
九月九日着、九月上旬着、九月頃迄には到着予定となっている。また、
〈史料四〉・〈史料六〉の雇船が、遠江沖で破船し、八丈島に漂着した
内容の書翰から太平洋航路をとっていたことは確実である。

【薩摩↓大阪】

松前昆布の薩摩への回漕はここに目的地薩摩に着いたことになるが、
〈史料五〉「戻り運賃物等相尋候処少々御座候間、不遠内積入大坂表江
出帆可仕図り御座候」とあるように、大阪廻するための薩摩から大阪へ
の廻航にも藩の物資を運んでいたことが知られる。運賃物とあるように
幾らかの収入にはなったであろう。大阪着を示しているのは〈史料六〉
があり、時期も十月二十九日としている。

【大阪↓越中】

大阪廻船を終えて、〈史料二〉は「又八義も大晦日ニ無事ニ而帰宅仕」
とあるように、大晦日に帰り着いたことが知られる。

越中売薬薩摩組が薩摩藩という支配領域に取り入り、営業権を確保・
維持していくことは幾多の困難があった。今回取り上げえなかったが献
上金、献上物、冥加金、役付金等々をはじめ、営業の差止めの問題であ
る。ここに揚げた昆布は献上物として一万斤が義務付けられ、藩買入で

はあるが名目上の売買昆布五万斤、都合六万斤が松前から回漕された昆布の量ということになる。しかし、疑問は残る。例えば「史料六」に「又八・松蔵両人之了簡を以、松前ニおいて雇船仕過分之買物仕積入申候所、右船当正月六日遠江沖にて難船仕、四百両余之損毛ニ相成」、例の雇船であるが、「過分之買物仕積入」「四百両余之損毛」とあり、松前で過分の積荷とは何かが察せられるのである。また、雇船が難破したにもかかわらず規定の五万斤は上納及び売却が完了したこととすれば、雇船の積載荷は規定以外の取り引きということになる。

『鹿児島県史』に次のような史料二点が掲載されている。

①「琉球より中国への輸出の昆布量」(二卷、七六九頁)

天保一二年	一八四、〇〇〇斤
〃一三年	一〇一、五〇〇斤
嘉永四年	一〇四、〇〇〇斤
〃五年	二〇六、〇〇〇斤
文久元年	三〇〇、〇〇〇斤
〃二年	三〇五、〇〇〇斤
明治四年	一〇三、〇一五斤
明治六年	一〇〇、〇一五斤

②明治三年の「他国買入品」(県史三卷、六一五頁)は昆布が四〇万斤

①にみられ嘉永四・五年の昆布輸入量は一〇万、二〇万で薩摩組による昆布回漕量をはるかに上回っている。また、②の明治三年の国内輸入量は四〇万とされながら、①の琉球より中国に輸出した昆布量との比較をすると、正確には同じ明治三年の史料に欠けるから厳密な意味では比

較ができないが、概要として中国輸出用に比較してはるかに薩摩藩の輸入量が多いことがいえる。このことから類推すると、嘉永四・五年の①で示めされた数量が中国への輸出货量であれば、薩摩に入ってきた昆布量は、この中国輸出の数量をはるかに超える量であったということができるとはならないだろうか。

また、『時規物語』(『日本庶民生活史料集成』第五卷、一五〇一六頁)によれば、越中富山古寺町の能登屋兵右衛門の持ち船である長者丸(六五〇石積)が天保九年に遭難した際の積荷は松前昆布五六百石とされる。航行先は不明であるが、松前を出帆後に仙台領唐丹港の沖合で遭難したことにより東廻りかそれ以上の大廻り航路であったことは間違いない。しかも、松前で東廻りに慣れた金六の乗船を求め、金六の乗船は同船乗組みの八左衛門が東廻りによる危険を恐れて降船した代わりであり、水先案内者としての役割を必要とする程の危険な航路であった。積荷昆布五百石は一石を百二十斤換算すると六十万斤、三十六トンとなる。この昆布の届先が不詳であるだけに憶測はとどまる所をしらない。ここで参考になるのは一つの船の積荷の量である。

四、おわりに

弘化四年から薩摩藩への松前昆布の回漕が実施されたことは密田家史料で明らかである。この年は、薩摩側にとっても、意味深長な史料がある。『鹿児島県史 島津斉彬公史料』(第一卷、三七五号)の弘化四年九月二十九日付、島津斉彬より山口定救宛書翰がそれである。

昆布之事、阿部申候ニ違ひ無之、夫故聞得を恐れ鹿児島之分御免

二相成、田舎之太平次江被仰付候事と見得申候が、夫にてはまた公義より何か近年中ニ出候ニは相違無之候、太平次より色々頼まれ旁之事とそんし申候、

山口定教は弘化四年六月二十三日数寄屋頭として江戸詰めから鹿児島に転勤した人物である。しかし、彼の重要な任務は島津斉彬から隠密として鹿児島での家老調所広郷の動向や外国船の琉球来航問題の推移等を報告することであった。山口から斉彬宛の報告は、事の上性格上、焼捨てられ現存していない。また、斉彬から山口への探索を指示した書翰も本来焼捨てを命ぜられていたものであるが、山口にとって信仰にも近い存在である斉彬の書翰であったため、嘉永崩党事件の処分を受けたにもかかわらず残った貴重な史料である。

掲載史料の内容は把握したいものであるが、この史料をあげた理由は、昆布は中国への密貿易品であり、輸出の事実は隠蔽すべきものであったことを示しているからである。管見の限り、藩内史料としては昆布関係はみあたらない。史料の語句について、「阿部」は幕府老中阿部正弘、「田舎太平次」は藩の御用海商である指宿太平次、そして、文字は出ていないが、調所広郷を太平次の背後に読みとることができる。

また、斉彬藩主着任後の事業の一つに昆布養殖がなされたことが知られる。『鹿児島県史』(三巻四三頁)に「昆布は函館より種石を取り寄せ、諸所に投下」したとある。昆布栽培を事業として展開しようとした形跡がみられるのである。

最後に、『史料集』の第六号文書「嘉永二酉年正月十六日、鹿児島木村与兵衛より富山薩摩組仲間宛書状」には「家老調所笑左衛門の死、及

びそれによる薩州の事情につき書状を出す」と内容が付けている。書翰には次のような文が綴られている。

御案内之御家老調所様御事於江戸去十二月御逝去ニ而、先日相知、就而は御仲間方は迄不時御心配之節ニ茂右之御方様弥御汲受被下置候ニ付、違変之儀茂無御座仕合御座候処、此末如何様之御吟味も到来仕候半と難斗儀ニ御座候

ここにいう家老調所とは調所笑左衛門広郷であり、「御案内之御家老」。「不時御心配之節ニ茂右之御方様弥御汲受被下」の言葉が示すように、薩摩組に心配事がおきると、いつでも家老の調所様が処理してくれていたから特に難しい問題も起きなかった。このように薩摩組保護者である調所様が死去した今は、「此末如何様之御吟味も到来仕候半と難斗儀ニ御座候」かと、これから先の売業業務の不安だけではなく、是迄の薩摩組と藩との内密な関係に嫌疑がかけられ、探索されるのではないかと案じているのである。つまり、薩摩藩の琉球口貿易の密輸出品を薩摩組が供給したことは歴然たる事実であり、調所の死は薩摩藩の密貿易の罪を幕府から咎められ、その責めを一身に受け自害したものである。蛇足ではあるが、調所は薩摩藩の借財五百万両の二百五十年賦と蓄財五十万両、後百万両を成した財政改革者であったが、世子斉彬との対立、そして、斉彬藩主就任という事態により、調所の身分も業績も後世に正しい評価がなされなかった人物である。なお、この書翰の差出しは嘉永二年正月十六日である。諸史料による調所の自害については嘉永元年十二月十八日と十九日の二説に分かれているが、いずれにしても内容は一緒である。昨夜死去とされる場合、現代のように零時を境として昨日・今日が明確

に分けられていなかったからである。ともあれ、調所が江戸で死んでから、その知らせが薩摩に伝わる。十二月十八・九日に江戸で起こった自害、しかも公にし難い内容での自害であり、これが藩の役人でもない木村の耳に達し、そして木村から越中薩摩組宛の書翰の日付が翌月十六日であったことは、とても尋常の早さではない。木村にとっても薩摩組にとってもいかに調所の存在が重要であったかをうかがい知ることのできる好史料である。

紙幅の関係で、薩摩売薬方の設置、製薬館の創設と役割、薩摩薬業沿革史、また薩摩組の売薬業務と行商地域、藩領域経済と入り込み商人の問題、更に琉球口貿易の輸入品である唐物薬種の販売ルートとのかかわりなど取り扱うべき問題も多いが、小論では越中売薬薩摩組が意外にも薩摩藩の琉球口貿易を支えていたことを主題として、薩摩組による松前昆布の薩摩回漕のルートと経緯を論じたものである。

付記 富山での史料調査に際し史料閲覧を御快諾くださった密田章御夫妻、富山市立博物館長高瀬保先生には懇切なる御教示と御助言をいただきました。厚意に感謝申し上げます次第です。

【史料編】

密田家所蔵史料の中から『富山売薬業史料集』に未収録と思われる史料の一部を紹介し、残りは後日を期したい。なお、文書分類は『史料集』分類に使われている富岡高商分類番号順とした。但し、最初に掲載する史料は本文に関係する内容を有しているため分類番号順ではないが再度掲載した。

「油屋又八・又兵衛より能登屋喜兵衛・鳥羽屋五左衛門宛の覚」

覚

△富岡高商文書分類番号 九一―一二△

合四拾両は正金也

右は当夏献納之三ツ石昆布

壹万斤、松前表買入直段^(備之)

ヲ以、鹿府迄無運賃にて

相届ケ、代金過不足之義は

彼表ニおいて御算用可申候、

為後日之金子

請取書、依て如件

弘化四未年

油屋又八

印

五月三日

又兵衛

印

当番

能登屋

喜兵衛殿

鳥羽屋

五左衛門殿

御仲間衆中

〔薩摩藩家老末川近江よりの達の写〕

〔富岡高商文書分類番号 五―五〕

越中富山之者共、御領國中へ合葉入付候儀、御免被仰付置候得共、御製葉方より諸郷へ御入付被成候ニ付、都而相止候用可被仰事候得共、以前より合葉売弘方仕来たり候故、都而相止候而者可致難澁候間、別段之達前以日州御領内迄御製葉掛下町年寄木村与兵衛差引ニて是迄之通り合葉入付御免被仰付候条、諸葉直成之儀者御製葉方直組通りニ而売弘方可致候、左候而、諸向へ差出来り候御礼銀等之儀者是迄之通り差可出候、尤御製葉方へ者不及御礼銀、帰国之節御製葉方合葉等申請出他国手広売弘候儀被成御免候条申渡可致向合郷可申渡候、

戊九月

近江

写

御製葉掛

下町年寄

森与兵衛

右者御製葉方合葉諸郷入付之儀御製葉定掛りと差迫り入付方被仰付置候得共、右与兵衛引請諸郷入付申付候条、諸首尾合葉之儀者御製葉方へ可

得差図候、尤入付方ニ付越中富山者共、召仕候儀者不苦候間、人柄生国等委細相記御製葉方へ其節二届申出置召仕候儀申付候、此旨御製葉懸り御役々へ申渡可致向合郷可申渡候、

戊九月

近江

〔木村与兵衛より薩摩組仲間宛書状〕

〔富岡高商分類番号 五―一四〕

改年之御吉慶猶更不可有休期御座候、先以各様御揃益御勇建被遊御趣歳目出度御儀奉賀候、随而当方無異かね仕候、乍憚御安意可被成下候、年始之御祝詞申上度如是御座候、猶奉期永湯之時候、恐惶謹言、

木村与兵衛

正月三日

御仲間中様

参ル人々御中

〔木村与兵衛より薩摩組仲間宛書状〕

〔富岡高商分類番号 五―一九〕

一筆啓上仕候、嚴寒之節御座候處先以其御表各様御揃堅米被遊御座候半と珍重奉賀候、次当方無異儀罷在候間、乍憚御休息思召可被下候、然者此節御出立之面々御帰着之上、宜御聞届可被下候、先便御懸合申上候、條々其後相替儀茂無御座候得共、去ル廿一日御製葉御方下夕御役座江此節御仕舞之御人数被召呼段々被仰渡候而御振舞等被下御叮嚀之御会釈ニ而寔恐多次第御座候、形行一々御聞取可被下候、尤来春者自然諸上納株々

等御省被下候様、被仰渡候間誰様ニ而茂御下向被成候様被仰候間被仰談可被下候

一 関外四郷之入付方御付状願出置候間来ル廿六日被差越管御座候、何れ之便より否可申上候、

一来年より御加勢之三条ニ而者并沢屋氏江委敷御会置候間御聞執被下御手当之形行被仰越可被下候、

一 松谷中屋之衆何れ来正月中之仕舞相成候由、且又仕舞之上御届等申出方仕考御座候間、其節者形行可申上候、

右之形行御懸念申上度書余重便可申上如斯御座候、恐惶謹言

十二月廿五日

木村与兵衛

御仲間中様

略ス

〔平原佐平次より能登屋外四名宛書状〕

〔富岡高商分類番号 五―二四〕

〔包紙うわ書〕

〔越中富山〕

御一統様

平原佐平次

要用平安

〔包紙裏書〕

〔メ

從薩州

〕

尚々皆々様先達而御帰国被二付而者御中途海陸無御恙御安着被為遊御座候半奉遠察候

一 筆啓上仕候、先以皆々様益御勇健被為成御座候半恐悦至極奉存候、隨而私ニ茂無異儀被居候間、乍慮外易尊意思召被遊可被下候、然者御一統方不相變多年私宅へ御入来被成下、別而難有右御薩様を以是迄取統来申候処、折柄先月廿一日夜上町就大火ニ町中無残焼失殊ニ私宅者火元近辺故、丸焼同前ニ逢必至と行迫り罷在候ニ付、早々罷出御一統様方江御訴訟御願申上度奉存候処、時分押上最早無余日罷成、唯々十方暮被居申候儀ニ御座候、右ニ付而者皆々様方御越前是非く家作等仕置度奉存候得共、御存事様之通困窮者之上丸焼同様其上爰許頼ニおもふ先キ方迄も逢類火ニ、彼是等都合不宜就而者自力ニ家作難相調儀ニ御座候間、片時も早々罷出御直々御訴申上度奉存候折柄、此節松屋様御帰国ニ付乍恐以書付、左ニ御願奉申上候

一 先年者皆々様方私宅へ御入来被成下候得共、近年無拠詛合ニ付下町江御役被遊御方茂被為在御座候ニ付、此已後者皆々様方御蟲ニ被成下、先年被遊不残私宅へ御入来被下度御願奉申上候、
一 前文申上之通、焼失ニ付御願筋之儀、委敷松屋様江細々御直々御願奉申上置候間御聞取被遊被下方端宜様御吟味被成下丸焼同様かたく之思召を以御憐愍被召加、偏ニ御救助被成下御拝借被仰付被下度御願奉申上候、

右旁ニ付而者御直々御願奉申上等候得共遠路相掛候儀ニ御座候間、其儀茂相叶不申余り乍御自由以書中御訴訟申上兼儀ニ御座候得共、何卒別命願申上之通、い細之儀者松屋様より御筆取之上何分ニも多可然様被仰談

宜様奉願上候、恐惶謹言、

平原佐平次

十二月廿七日

能登屋様

鳥羽屋様

宮島屋様

油屋様

利田屋様

其外

御一統様

〔能登屋兵藏外四名より帖佐喜八郎宛書状下書〕

〔富岡高商分類番号 五一二二六〕

〔中清王入替二郎様より九月朔日江戸表帖佐様行書状下書〕

清右衛門、源藏帰国ニ付御両通御懇染相達難有奉拝上候、如尊命秋冷朝

一夕甚敷御座候処、先以其御表

御尊公様倍々御機嫌能為成御勤健目出度奉恐賀候、随而愚俗一統無事

消光罷在申候、乍恐尊意易思召可被成下候、扱両人之者滞留中者不相替

御懇命被仰下、弥増被為御深慮尽望承り如何計御骨折之段仲間一同難有

奉大慶候、以御陰内願之義遂本意不残千萬忝重誓之至奉存候、猶

御両公様御目通茂御取成を以首尾能相濟、別而大幸至極難有仕合奉存候

且先便ニ茂奉申上通大望成就ニ相成候義偏ニ

尊前様万端御汲取御心勞被為下候故と日夜言読奉大祝候、誠ニ御深恩之

程幾々忘却不仕、乍此上蒙御懇力全表向之首尾不遠内奉承知度奉存候

右ニ付禎三郎・兵藏・藤二郎等早速御国元へ罷越候様再啓御心付被仰下

即近々ニ出立仕、彼御表へ參着勝利決定仕度其御地之首尾者何分ニ茂尊

君様御引請被為下御高慮之程返事奉希上候、

一七月下旬御国許御問合之御返書先月廿日頃、御当着ニ相成、左候得者、

御左右之様子早々為御知可被下段御尊礼ニ毎々被仰下忝存候、

右ニ付兩人帰着後此一事折角御待申居、乍恐左右之次第相知れ候ハ、

此者へ御書面ニ而委曲為御知被下候様只々奉御願上候、

一御礼銀御献納并御残葉御引渡等之義具ニ木村様へ御談合申上候得共、

何れ御吟味之御決定者其御表ニ而可有御座管と奉懸察候、依而御地之御

軍配者万事御取計被為下候様只々宜敷奉願上候、

右申上度御礼旁時氣御窺奉申上度、乍恐以懸礼如是御座候、恐々謹言、

九月朔日

能登屋兵藏

鳥羽屋藤二郎

中屋清二郎

のとや林藏

中屋禎三郎

帖佐喜八郎様

御尊下

追啓奉申上候、追々肌寒相成折角時氣御保護奉祈上候、且甚軽少至御座

候得共雲丹二箱奉呈上候御笑留被為下候ハ、忝奉存候、猶次之助様へも

御礼状指上可申処、乍每失敬申上候、乍恐宜敷御伝声被為下度只々奉願

上候、何分不遠内拜願御礼等可申上候、草々可祝、